

栗東市立学童保育所指定管理者事業に関するサウンディング型市場調査 実施結果

1 サウンディング調査について

栗東市では、民間事業者の専門的な技術やノウハウを活用して公共施設管理運営の効率化やサービス向上を図る目的で、指定管理者制度を採用しています。

指定管理者制度の運用にあたって、従来では、市が独自に施設の管理運営方法を定め、指定管理者はその範囲内で実施する、といった方法を採用してきました。しかしこの方法では管理運営方法が実情に沿っておらず、民間事業者としてのノウハウを十分に活用できないという課題がありました。

このことから、民間事業者の能力を最大限活用した効率的・効果的な管理運営と、より良い市民サービスの提供が実現できる管理運営方法に見直すため、サウンディング型市場調査（以下、「サウンディング」という。）を実施しました。

2 対象施設 栗東市立学童保育所（9施設）

栗東市立金勝学童保育所	栗東市御園 983 番地
栗東市立葉山学童保育所	栗東市高野 568 番地 4
栗東市立葉山東学童保育所	栗東市小野 480 番地 1
栗東市立治田学童保育所	栗東市坊袋 77 番地
栗東市立治田東学童保育所	栗東市安養寺 203 番地 1
栗東市立治田西学童保育所	栗東市中沢一丁目 5 番 1 号
栗東市立大宝学童保育所	栗東市緒七丁目 8 番 3 号
栗東市立大宝東学童保育所	栗東市野尻 502 番地 1
栗東市立大宝西学童保育所	栗東市霊仙寺四丁目 2 番 3 号

3 実施主体

栗東市子ども家庭局子育て支援課

4 実施期間

令和 8 年 3 月 24 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 参加状況

4 団体

6 サウンディング結果の概要

設問	
	主な回答
(1) 自治体における学童保育所における指定管理の実績について	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢実績あり 4 団体 ➢実績なし 0
(2) 指定管理期間について	
※指定管理期間は5年を予定	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢5年間が一般的と考えている。最初の5年のタイミングで運営内容の審査を行ったうえで、随時更新が望ましい。 ➢短い期間であると、人件費や物価高騰の見通しが立てにくい。5年が一般的。 ➢5年は短い。職員の雇用や保育の質の安定を考えると、長期、無期がベスト。 ➢妥当な期間。研修等も中期的な視点で取り組むことができ、保育の質も安定する。
(3) 指導員の継続雇用について	
※指定管理期間は5年を予定	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢事業を引き継ぐ場合は、自治体、前事業者との調整の上、希望する職員の引継ぎ雇用を優先的に行う。 <p>原則、これまでの雇用条件から給与・手当等が引き下がることがないように検討する。また、正社員で雇用した場合で、指定管理者が変わる場合、別施設や法人本部へ異動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢出来れば、現行の指定管理者から職員を引き継ぎたい。また、今の待遇を最低ラインとしたいが、そのあたりは仕様書等でしっかり定めておくべき。 ➢保育、雇用の安定面からみても短く、実際に優秀な職員が辞めていったケースもある。正規雇用を考えにくい。 ➢（指定管理者が変更となった場合）可能な限り、継続雇用を行いたい。現在の雇用条件など、できるだけ詳細に教えてほしい。
(4) 施設の公募に関すること	
※前回の仕様書を確認した上で、公募の条件、公募資料、指定管理料等についてご意見・ご提案をお願いします。	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢9施設一括管理は人員確保、運営準備の観点より事業者にとってハードルが高い。3～5施設の単位が望ましい。募集期間は1か月以上が望ましい。 <p>提案項目について、学童保育という事業の性質上、国の運営指針や配慮が必要な児童の受け入れ体制等、保育に関する項目を必須とし、評価すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢9所一括はなかなか手があげにくいのが、スケールメリットがある場合もある。

	<p>出来れば、3グループごとに分けた方がいい。</p> <p>委託料の上限が示されていれば、参加しやすい。</p> <p>プロポの時間は20分、質疑応答は10分ぐらいがよい。</p> <p>加配児童に対する支援は別立ての契約がよい。</p> <p>前事業者からの引継ぎの期間は3か月は必要。最終の業者選定は遅くとも12月まで。</p> <p>過去の修繕データなどを開示するのがよい。</p> <p>➢9所一括でも問題はない。</p> <p>受入れ人数や支援単位の提示がないと、指定管理料の積算が難しい。</p> <p>人件費や物価上昇が著しいため、5年間固定の金額は運営上難しい。</p> <p>指定管理施設以外での保育についての、明記が必要。</p> <p>加配の支援員の積算は別にする方がよい。</p> <p>➢9所一括での募集はスケールメリットがあると考えている。</p> <p>修繕は5万以下となっているが、年間の総額を示されているとよい。</p> <p>初めて参入する事業者には、ICTの初期費用や事務所の設置、統括職員等について検討を行っていただき、指定管理料に反映されているとよい。</p> <p>採点について、費用面を重視するのではなく、保育の面が重視されるような基準となるようにしてほしい。</p> <p>現行の給与や賞与等を細かく把握し、積算基準として示されていると引継ぎがスムーズに行える。</p>
	<p>(5) 自主事業として実現できる事業について</p>
	<p>➢保護者のニーズによって内容等を検討することはできる。</p> <p>➢夏休みのキャンプや一時預かりのようなものは考えられる。</p> <p>➢居場所づくり。</p> <p>➢他の自治体で、保護者から通常の保育料以上を徴収する事業は行っていないが、会社の特色を生かしたイベントは行っている。</p>
	<p>(6) 長期休暇中の学童保育所の運営について</p> <p>※長期休暇期間等のみ預かりを実施した場合について</p>
	<p>➢すでに支援単位があり、長期休暇のみ増設することはできるが、長期休暇のみの運営はハードルが高い。(条件付きであれば検討可能)</p> <p>➢料金体系が多岐に渡るとクレームになりやすい。</p> <p>1クラスの定員は、人員確保、場所の確保の観点より、数名程度の受入れが望まれる。</p> <p>➢人員配置(国基準どおり)、場所の確保の面において難しい。</p> <p>通年利用の児童の中に、夏期のみ児童を加えて保育を行うことは、双方の児童が</p>

	<p>混乱し、4月から培ってきた体制が崩れ、安定した保育ができない。 学童とは全く別の制度としての受け入れは可能かもしれないが、十分な体制がとれていない現状のため、本会での実施は不可。</p> <p>➤必要性が高い取り組みであるとは認識しているが、場所や備品の確保等、一定の条件整理を行わないと難しい。</p> <p>小学校の空き教室を使うことは有効である。</p>
(7) 朝の居場所づくりについて	
	<p>➤人員確保、安全性の確保の観点より困難である。</p> <p>➤人や場所の確保、保険内容をどうしていくかリスクヘッジを十分に行わなければならない。</p> <p>➤本来の保育に支障が出る。放課後児童健全育成事業ではない。</p> <p>➤人員や場所の確保においても難しいと感じる。学童の単独実施ではなく、学校・地域等と連携して仕組みを考える必要がある。</p>
(8) 学童保育所と放課後子ども教室との連携について	
<p>※令和7年度より本格的に学童保育所と放課後子ども教室の連携を実施しています。 引き続き実施する場合の連携内容、人員体制等についてご意見・ご提案をお願いします。</p>	
	<p>➤連携は可能であり、事業内容の提案等も行うことができる。</p> <p>➤実績はないが、前向きに取り組みたい。</p> <p>➤実際に行ったが、児童には大変好評であった。両事業の指導員やスタッフともに研修等を通して、さらに連携することができる。</p> <p>➤両事業の役割を明確にした中でなら可能。他市では子ども教室メインで実施した例はある。</p>
(9) その他の意見について	
	<p>➤特になし</p>

7 サウンディング型市場調査結果を踏まえた今後の対応

今回のサウンディング型市場調査の実施により、民間事業者のみなさまから貴重なご意見・ご提案をいただくことができました。

本結果は、本市における放課後児童健全育成事業の検討の際の資料といたします